			6　同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証						○	総合事務所長													
			7　同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施						○	総合事務所長													
			8　同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令						○	総合事務所長													
			9　同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し						○	総合事務所長													
青少年・文教課	一　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。）		1　同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○						協働推進課	一　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証							○	総合事務所長	
			2　同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理			○								2　同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告							○	総合事務所長	
			3　同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令		○									3　同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証							○	総合事務所長	
			4　同法第82条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可		○									4　同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定							○	総合事務所長	
			5　同法第82条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学則の変更等の届出の受理			○								5　同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証							○	総合事務所長	
			6　同法第82条の11第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理			○								6　同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証							○	総合事務所長	
			7　同法第82条の11第1項において準用する同法第13条の規定による私立の専修学校の閉鎖の命令		○									7　同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施							○	総合事務所長	
			8　同法第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○									8　同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令							○	総合事務所長	
			9　同法第83条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理			○								9　同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し							○	総合事務所長	
			10　同法第83条第2		○							二　鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同条例第8条の規定による優良図書等の推奨		○							
														2　同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取り消し		○							
														3　同条例第11条の		○							

		項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令																	
		11　同法第14条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令		○															
	二　私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求			○														
		2　同法第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求			○														
		3　同法第17条の規定による私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項の承認			○														
		4　同法第26条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定		○															
		5　同法第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の寄附行為の認可	○																
		6　同法第32条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定		○															
		7　同法第45条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可		○															
		8　同法第49条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任		○															
		9　同法第50条第2項（同法第64条第	○																

		2第2項に基づく図書類の陳列への助言又は指導																	
		4　同条例第12条の3第3項に基づく表示票の交付		○															
		5　同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定		○															
		6　同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具刃物類の指定		○															
		7　同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具刃物類の除去等の命令		○															
		8　同条例第17条第5項の規定による自動販売機等による営業の全部又は一部の停止の命令		○															
		9　同条例第17条第6項の規定による自動販売機等の撤去の命令		○															
		10　同条例第17条の3第3項において準用する第12条の3第3項の規定に基づく表示票の交付		○															
		11　同条例第17条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令		○															
		12　同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等の実施		○															
		13　同条例第22条第2項の規定による自動販売機の設置場所への立入調査等の実施		○															

		５項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の解散の認可又は認定						
		10　同法第50条第４項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の解散の届出の受理		○				
		11　同法第52条第２項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の合併の認可	○					
		12　同法第58条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）において準用する民法第77条第４項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理		○				
		13　同法第58条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定による清算人の清算結了の届出の受理		○				
		14　同法第61条第１項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の停止命令		○				
		15　同法第62条第１項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の解散命令	○					
		16　同法第64条第１項において準用する同法第６条の規定による私立専修学校又は私立各種学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求		○				
		17　同法第64条第６項の規定による学校法人の組織変更の認可		○				
	三　私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものを除く。）	1　同法第12条第１号の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等		○				
		2　同法第14条第２項の規定による学校法人の財務計算に関する書類及び収支予算書の届出の受理		○				
		3　同法第14条第３		○				

| | | |

		等の実施								
略										
福祉保健課	一 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課、長寿社会課及び子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。）	1～4 略								
		5 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴取又は業務若しくは財産の状況の検査 （一） 市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	総合事務所長
		（二） （一）以外のもの			○					
		6～10 略								
		11 同法第70条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施 （一） 市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	総合事務所長
		（二） （一）以外のもの			○					
		12～14 略								
	二 略									
	三 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略								
		5 同法第17条第1項の規定による民生委員の指揮監督							○	総合事務所長
		6 略								
		7 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施							○	総合事務所長
		8 略								
	四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1～17 略								
		18 同法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機関等の名称等の変更、事業の廃止、休止又は再開の届出の受理			○					
		19 同法第51条第2項（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関等の指定の取消し		○						
		20 同法第53条（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容等の審査又は診療報酬等の額の決定に当たっての社会保険診療報酬支払基金			○					

略										
福祉保健課	一 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課、長寿社会課及び子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。）	1～4 略								
		5 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴取又は業務若しくは財産の状況の検査 （一） 市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	福祉事務所長
		（二） （一）以外のもの			○					
		6～10 略								
		11 同法第70条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施 （一） 市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	福祉事務所長
		（二） （一）以外のもの			○					
		12～14 略								
	二 略									
	三 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略								
		5 同法第17条第1項の規定による民生委員の指揮監督							○	福祉事務所長
		6 略								
		7 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施							○	福祉事務所長
		8 略								
	四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1～17 略								
		18 同法第51条第2項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関の指定の取消し		○						
		19 同法第53条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容等の審査又は診療報酬の額の決定に当たっての社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129			○					

		法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会等の意見の聴取及びその決定並びに支払の事務の委託									号）に定める審査委員会等の意見の聴取及びその決定並びに支払いの事務の委託								
		21　同法第54条第1項（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関の管理者に対する報告の命令又は設備等の実地検査の実施			○						20　同法第54条第1項の規定による指定医療機関の管理者に対する報告の命令又は設備等の実地検査の実施			○					
		22　同法第54条の2の規定による介護機関の指定			○														
		23　略									21　略								
		24　略									22　略								
		25　略									23　略								
		26　略									24　略								
		27　略									25　略								
		28　略									26　略								
		29　略									27　略								
		30　略									28　略								
五　生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同規則第15条の規定による指定医療機関及び介護機関の指定の辞退の届出の受理			○														
六　略											五　略								
七　略											六　略								
八　略											七　略								
九　略											八　略								
十　略											九　略								
十一　略											十　略								
十二　略											十一　略								
十三　略											十二　略								
十四　略											十三　略								
十五　略											十四　略								
十六　略											十五　略								
十七　略											十六　略								
十八　略											十七　略								
十九　略											十八　略								
二十　略											十九　略								
二十一　略											二十　略								
二十二　略											二十一　略								
二十三　略											二十二　略								
二十四　略											二十三　略								
二十五　略											二十四　略								

二十六 略									
二十七 略									
二十八 略									
二十九 略									
三十 略									
三十一 略									
三十二 略									
三十三 略									
三十四 略									
三十五 略									
三十六 略									
三十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
	4 同法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定							○	保健所長
	5 同法第25条第2項の規定による特別手当の支給要件に該当することの認定							○	保健所長
	6 同法第26条第2項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当することの認定							○	保健所長
	7 略								
	8 同法第28条第2項又は第3項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定							○	保健所長
	9 略								
	10 同法第31条の規定による介護手当の支給の決定							○	保健所長
	11 同法第32条の規定による葬祭料の支給の決定							○	保健所長
	12 略								
三十八 略									
三十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7 略								
	8 同規則第36条（同規則第46条、第50条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付							○	保健所長
	9 同規則第36条（同規則第54条において準用する場合に限る。）の規定による証書の作成及び交付				○				保健所長
	10 同規則第37条及び第38条（同規則							○	保健所長

二十五 略									
二十六 略									
二十七 略									
二十八 略									
二十九 略									
三十 略									
三十一 略									
三十二 略									
三十三 略									
三十四 略									
三十五 略									
三十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
	4 同法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定		○						
	5 同法第25条第2項の規定による特別手当の支給要件に該当することの認定		○						
	6 同法第26条第2項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当することの認定		○						
	7 略								
	8 同法第28条第2項又は第3項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定		○						
	9 略								
	10 同法第31条の規定による介護手当の支給の決定		○						
	11 同法第32条の規定による葬祭料の支給の決定		○						
	12 略								
三十七 略									
三十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく知事の権限に属する事務	1～7 略								
	8 同規則第36条（同規則第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付				○				保健所長
	9 同規則第37条及び第38条（同規則				○				保健所長

		第46条、第50条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付								
		11　同規則第37条及び第38条（同規則第54条において準用する場合に限る。）の規定による証書の再交付			○				保健所長
		12　略								
		13　略								
		14　同規則第57条及び第58条の規定による保健手当受給権者に対する通知並びに保健手当証書の返付及び交付						○	保健所長
		15　略								
		16　略								
		17　略								
		18　略								
		19　略								
		20　略								
	四十　略									
障害福祉課	一　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（同法第5条第18項に規定する自立支援医療に係る事務（22、30から32まで、39及び40に掲げる事務を除く。）にあっては、当該事務のうち障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものを除く。）	1～9　略								
		10　同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求						○	総合療育センター院長 皆成学園長 鳥取療育園長 中部療育園長
		11～66　略								
	二～十五　略									
長寿社会課	一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の2第1項第1号又は第2号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は市町村の区域を越えた広域的見地からの実情の把握						○	福祉事務所長

		第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付								
		10　略								
		11　略								
		12　同規則第57条及び第58条の規定による保健手当受給権者に対する通知並びに保健手当証書の返付及び交付			○					
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
		17　略								
		18　略								
	三十九　略									
障害福祉課	一　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（同法第5条第18項に規定する自立支援医療に係る事務（22、30から32まで、39及び40に掲げる事務を除く。）にあっては、当該事務のうち障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものを除く。）	1～9　略								
		10　同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求							○	総合療育センター院長 皆成学園長
		11～66　略								
	二～十五　略									
長寿社会課	一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の3第1項第1号又は第2号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は市町村の区域を越えた広域的見地からの実情の把握							○	福祉事務所長

		2～16　略								
	二　介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1　法第24条第1項の規定による帳簿書類の提示の命令及び関係者に対する質問						○	総合事務所長
		1の2　法第24条第2項の規定による報告の命令及び関係者に対する質問						○	総合事務所長
		1の3　略								
		2～129　略								
		130　法第172条第1項の規定による報告の徴収及び実地検査						○	総合事務所長
		131　法第197条第1項の規定による報						○	総合事務所長

		2～16　略							
	二　老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条第2項の規定による養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可			○				
	三　老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第27条第1項の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導			○				
		2　同法第31条第1項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、保険医療等の開設者等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査		○					
		3　同法第31条第5項の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大臣への通知		○					
		4　同法第44条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問		○					
		5　同法第44条第2項の規定による医療を受けた者に対する報告等の命令又は質問		○					
		6　同法第60条第4項の規定による拠出金及び延滞金の滞納処分		○					
		7　同法第76条第1項の規定による基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施			○				
		8　同法第79条第3項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施		○					
	四　介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1　略							
		2～129　略							

	告の徴収								
三 略									
四 略									
五 略									
六 略									
七 略									
八 略									
九 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2 略								
	3 福祉保健課の項の一の11の(二)に掲げる事務 （1） 特に重要な監査に係るもの （2） （1)以外の監査に係るもの			○				○	総合事務所長

五 略									
五の二 略									
六 略									
七 略									
八 略									
九 略									
十 社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2 略								
	3 福祉保健課の項の一の11の(二)に掲げる事務 （1） 特に重要な監査に係るもの （2） （1)以外の監査に係るもの			○				○	福祉事務所長
十一 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条の規定による市町村が一部負担金の割合を減じる場合等の協議			○					
	2 同法第27条第2項の規定による組合会の規約の変更等の議決の認可			○					
	3 同法第34条において準用する民法第72条第2項の規定による国民健康保険組合の財産の処分の許可			○					
	4 同法第41条（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等に対する療養の給付等に関する指導			○					
	5 同法第45条第3項（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による療養の給付に要する費用の額についての別段の定めをなす契約の締結の認可		○						
	6 同法第45条の2第1項（同法第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の3第2項で準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査		○						
	7 同法第45条の2第5項（同法第52条第6項、第53条		○						

| | | |

		もの (二)　市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの			○				○	児童相談所長
		8～10　略								
		11　同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一)　町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもののうち、一部変更に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
		12　略								
		13　同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施並びに改善の勧告及び命令 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		14～24　略								
	二　児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2　略								
		3　同令第38条の規定による児童福祉施設の其他の検査 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外の児童福祉施設に係るもの			○				○	総合事務所長
	三～四の三　略									
	五　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条第1項及び第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの決定							○	総合事務所長
		2～4　略								
		5　同法第31条の規定による給付金の支給の決定							○	総合事務所長
	六　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）	1　同令第11条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金の交付の							○	総合事務所長

		もの (二)　市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの			○				○	児童相談所長
		8～10　略								
		11　同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一)　町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもののうち、一部変更に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	福祉事務所長
		12　略								
		13　同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施並びに改善の勧告及び命令 (一)　町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	福祉事務所長
		14～24　略								
	二　児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。）	1及び2　略								
		3　同令第38条の規定による児童福祉施設の其他の検査 (一)　町村の区域に所在する助産施設、保育所又は児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外の児童福祉施設に係るもの			○				○	福祉事務所長
	三～四の三　略									
	五　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条第1項及び第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの決定							○	福祉事務所長
		2～4　略								
		5　同法第31条の規定による給付金の支給の決定							○	福祉事務所長
	六　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）	1　同令第11条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金の交付の							○	福祉事務所長

に基づく知事の権限に属する事務	停止又は減額の決定								
	2　同令第12条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定							○	総合事務所長
	3～4の2　略								
	5　同令第16条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の一時償還の決定 （一）　母子福祉団体に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		総合事務所長
	6　同令第17条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収金額の決定 （一）　母子福祉団体に係る違約金に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		総合事務所長
	7　同令第19条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予の決定 （一）　母子福祉団体に係る償還金に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		総合事務所長
	8　同令第29条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定							○	総合事務所長
	9　略								
七及び八　略									
九　災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）及び災害遺児手当助成条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　市町村への助成に係る事務							○	総合事務所長
十　略									
十一　略									
十二　学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文教課の所掌	1　同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○						
	2　同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理			○					

に基づく知事の権限に属する事務	停止又は減額の決定								
	2　同令第12条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定							○	福祉事務所長
	3～4の2　略								
	5　同令第16条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の一時償還の決定 （一）　母子福祉団体に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		福祉事務所長
	6　同令第17条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収金額の決定 （一）　母子福祉団体に係る違約金に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		福祉事務所長
	7　同令第19条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予の決定 （一）　母子福祉団体に係る償還金に係るもの （二）　（一）以外のもの						○ ○		福祉事務所長
	8　同令第29条の規定による給付金を支給する教育訓練の指定							○	福祉事務所長
	9　略								
七及び八　略									
九　災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）及び災害遺児手当助成条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　市町村への助成に係る事務							○	福祉事務所長
十　略									
十一　略									

	事務に係るものを除く。)	3　同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令		○					
	十三　私立学校法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文教課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求			○				
	十四　私立学校振興助成法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1　同法第12条第1号の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等		○					
		2　同法第14条第2項の規定による学校法人の財務計算に関する書類及び収支予算書の届出の受理			○				
		3　同法第14条第3項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可			○				
	十五　教育職員免許法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1　同法第14条の規定による授与権者への通知					○		
	十六　その他の事務	1　保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）						○	総合事務所長
		2　鳥取県補助金等交付規則第14条に規定する検査及び同規則第18条に規定する審査及び現地調査等 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	総合事務所長
医療政策課	一　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略							
		2　略							

	十二　その他の事務	1　保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）							○	福祉事務所長
		2　鳥取県補助金等交付規則第14条に規定する検査及び同規則第18条に規定する審査及び現地調査等 (一)　町村に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	福祉事務所長
医務薬事課	一　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求							○	保健所長
		3　略								

		3　略	3の2　略						
		4～7　略	4～7　略						
		8　略	7の2　略						
		9　略	8　略						
		10　略	9　略						
		11　略	10　略						
		12　略	11　略						
			12　同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施 (一)　診療所又は助産所の施設に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○　保健所長
			12の2　同法第25条第2項の規定による病院等の開設者等に対する診療録その他の物件の提出の命令 (一)　診療所又は助産所に係るもの (二)　(一)以外のもの	○					○　保健所長
		13～32　略	13～32　略						
二～二十　略			二～二十　略						
			二十一　薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可					○　保健所長
				2　同法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新					○　保健所長
				3　同法第10条の規定による薬局の廃止等の届出の受理					○　保健所長
				3の2　同法第7条第3項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の管理者の兼業の許可		○			
				4　同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新 (一)　県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの		○			○　保健所長
				5　同法第26条第1項の規定による一般販売業の許可					○　保健所長
				6　同法第26条第3項の規定による卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可					○　保健所長

7　同法第28条第１項の規定による薬種商販売業の許可							○	保健所長
8　同法第28条第２項の規定による薬種商販売業の試験の施行			○					
9　同法第30条第１項の規定による配置販売業の許可			○					
10　同法第33条第１項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付			○					
11　同法第35条の規定による特例販売業の許可							○	保健所長
12　同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理							○	保健所長
13　同法第39条第２項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可							○	保健所長
13の２　同法第39条第４項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新							○	保健所長
13の３　同法第39条の３第１項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理							○	保健所長
14　同法第40条において準用する同法第10条の規定による医療機器の販売業又は賃貸業の廃止等の届出の受理							○	保健所長
15　同法第69条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医薬品等の収去の実施							○	保健所長
16　同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施			○					
17　同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令			○					
18　同法第72条第３項又は第４項の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令 (一)　製造業に係		○						

					るもの (二)　修理業に係るもの (三)　(一)、(二)以外のもの			○			○	保健所長
					19　同法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令						○	保健所長
					19の2　同法第72条の3の規定による業務運営の改善等の命令 (一)　県外の配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
					20　同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令						○	保健所長
					21　同法第74条の規定による配置販売業者に対する違反行為をした配置員による配置販売の業務の停止の命令又はその配置員に対する配置販売の業務の停止の命令			○				
					22　同法第75条第1項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令 (一)　配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
					22の2　同法第75条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者等の処分についての厚生労働大臣への具申		○					
					23　同法第76条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 (一)　配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
				二十二　薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	1　同法第12条第1項の規定による製造販売業の許可（同条第2項の規定によるその更新を含む。） (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの (二)　令第80条第2項第1号に係るもの		○				○	保健所長
					2　同法第13条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による製造業の許可（同条第3項の規定によるその更新を含む。） (一)　薬局製造販						○	保健所長

| | | |

項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定によるその更新を含む。）								
10　同法第68条の２第１項の規定による生物由来製品の製造管理者の設置の承認		○						
11　同法第72条第１項の規定による医薬品等の製造販売業者の品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令		○						
12　同法第72条第２項の規定による医薬品等の製造販売業者又は製造業者の製造管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令		○						
13　同法第72条の３の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する業務運営の改善等の命令 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）令第80条第２項第２号及び第４号に係るもの			○				○	保健所長
14　同法第73条の規定による製造販売業の総括製造販売責任者等の変更命令 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）　令第80条第２項第２号及び第４号に係るもの			○				○	保健所長
15　同法第74条の２の規定による医薬品等の承認の取消し等 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二）　令第80条第２項第６号に係るもの		○					○	保健所長
16　同法第75条第１項の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可の取消し又はその業務の停止の命令 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの （二）　令第80条第			○				○	保健所長

		2項第4号の規定による医療機器の修理業者に係るもの (三)　令第80条第2項第2号又は第4号の規定による製造販売業者又は製造業者に係るもの		○						
		17　同法第77条の4の3の規定による製造販売業者又は製造業者の回収の報告の受理 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二)　令第80条第2項第2号及び第4号に係るもの			○				○	保健所長
		二十三　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第2条の薬局の取扱処方せん数の届出の受理						○	保健所長
			2　同令第45条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付 (一)　県外の配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	保健所長
			3　同令第46条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 (一)　県外の配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	保健所長
			4　同令第73条の規定による輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の規準に係る調査の結果通知	○						
		二十四　薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	1　同令第5条又は第12条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
			2　同令第6条又は第13条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造							

					業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
					3　同令第23条の規定による適合性調査の結果の通知		○					
				二十五　薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第44条の規定による卸売一般販売業の販売先等の変更等の届出の受理						○	保健所長
				二十六　薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第3項の規定による薬剤師の免許の取消し等の必要がある旨の具申		○					
				二十七　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録						○	保健所長
					2　同法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新						○	保健所長
					3　同法第6条の2の規定による特定毒物研究者の許可		○					
					4　同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理						○	保健所長
					5　同法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施		○					
					6　同法第10条第1項の規定による毒物又は劇物販売業者の氏名等の変更等の届出の受理						○	保健所長
					7　同法第17条第2項の規定による毒物劇物販売業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去						○	保健所長
					8　同法第19条第1項又は第3項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令及び毒物又は劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令						○	保健所長

					9　同法第19条第２項又は第４項の規定による登録又は許可の取消し及び業務の停止の命令 (一)　毒物又は劇物の販売業に係るもの (二)　特定毒物研究者に係るもの	○					○	保健所長
					10　同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理						○	保健所長
					11　同法第22条第１項から第３項までの規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者の氏名等の届出の受理						○	保健所長
				二十八　毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条、第13条、第16条、第18条、第22条、第24条又は第28条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定			○				
					2　同令第30条第２号イの規定による燻蒸作業の場所の指定			○				
					3　同令第35条の規定による登録票又は許可証の書換え交付 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの			○			○	保健所長
					4　同令第36条の規定による登録票又は許可証の再交付 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの			○			○	保健所長
					5　同令第36条の２第１項の規定による毒物劇物営業者等の登録票等の受理						○	保健所長
					6　同令第36条の２第２項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付						○	保健所長
				二十九　毒物及び劇物取締法施行令第36条の７の規定により知事が行うこととされている毒物及び劇物	1　同法第４条第１項の規定による製剤製造業者等の登録			○				
					1の２　同法第７条第３項の規定による氏名の届出の受理			○				

					取締法に基づく事務	2　同法第9条第1項の規定による製剤製造業者等の登録の変更			○				
						2の2　同法第10条第1項の規定による氏名等の変更等の届出の受理			○				
						3　同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去						○	保健所長
						4　同法第19条第1項の規定による登録を受けている毒物劇物製造業又は輸入業者等の有する設備に係る措置の命令			○				
						5　同法第19条第2項の規定による毒物劇物製造業等の登録の取消し		○					
						6　同法第19条第3項の規定による毒物劇物製造業等の毒物劇物取扱責任者の変更の命令			○				
						7　同法第19条第4項の規定による毒物劇物製造業等の登録を受けている者の登録等の取消し等		○					
						8　同法第21条第1項の規定による現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理			○				
					三十　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許			○				
						2　同法第9条第2項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換交付			○				
						3　同法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付			○				
						4　同法第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理						○	保健所長
						5　同法第35条第3項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告			○				
						6　同法第46条第2項の規定による麻薬卸売業者が期初			○				

| | | |

の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び当該営業所の使用の禁止の決定							
19　同法第50条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令		○					
20　同法第51条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令	○						
21　同法第51条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令	○						
22　同法第51条第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し	○						
23　同法第58条の2第2項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生労働大臣への報告		○					
24　同法第58条の6第1項、第4項及び第8項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の決定及び麻薬中毒者の厚生労働大臣への報告		○					
25　同法第58条の8第1項及び第6項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知		○					
26　同法第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知		○					
27　同法第58条の11の規定による措置入院者の所持品の保管の実施		○					
28　同法第58条の12第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定		○					
29　同法第58条の15の規定による麻薬中毒者医療施設の行った医療につい		○					

						ての審査等の事務の委託					
						30　同法第58条の16の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求及び診療録等の実地検査の実施並びに麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め		○			
					三十一　あへん法（昭和29年法律第71号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第44条第2項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収及びけし栽培地等への立入検査、関係者への質問又はあへん等の収去の実施		○			
					三十二　大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許		○			
						2　同法第7条第1項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許証の交付		○			
						3　同法第10条第3項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消及び同条第6項に規定する免許証の再交付		○			
						4　同法第14条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出の許可		○			
						5　同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し		○			
						6　同法第21条第1項の規定による栽培地等への立入検査又は大麻の収去の実施		○			
					三十三　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定		○			
						2　同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令		○			
						3　同法第9条第1項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生労働大臣への送付		○			
						4　同法第10条第1項又は第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に		○			

による覚せい剤製造業者であった者等の指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者であった者等の指定証の受理							
5　同法第10条第3項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による要旨の記載及び指定証の返還		○					
6　同法第11条（同法第30条5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請書又は旧指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付及び旧指定証の受理		○					
7　同法第12条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理並びに指定証の訂正及び返還		○					
8　同法第24条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生労働大臣への報告		○					
9　同法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定		○					
10　同法第30条の3の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の取消し又は業務若しくは研究の停止の命令	○						
11　同法第30条の4の規定による覚せい剤原料輸入業者等の業務の廃止の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤原料取扱者等の業務の廃止等の届出の受理		○					
12　同法第30条の15第1項の規定によ		○					

		る覚せい剤原料輸入業者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収							
		13　同法第30条の15第２項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収		○					
		14　同法第31条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収		○					
		15　同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施						○	保健所長
		16　同法第35条第２項の規定による覚せい剤施用機関の指定		○					
		17　同法第36条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの病院の廃止の届出等に係る書類又は覚せい剤の譲渡若しくは処分の報告に係る書類の受理及びこれらの厚生労働大臣への送付		○					
	三十四　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和81年法律第160号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第４項及び第５項の規定による県献血推進計画の策定及び厚生労働大臣への提出	○						
		2　同法第23条第１項の規定による採血事業者からの報告の徴収又は採血所への立入り、帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施						○	保健所長
二十一　略	三十五　略								
二十二　略	三十六　略								
	三十七　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112	1　同法第６条の規定による家庭用品の回収を図ることその他措置を採るべきことの命令	○						
		2　同法第７条の規						○	保健所長

| | | |

		請求等の承認							
		14　同法第114条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問		○					
		15　同法第114条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問		○					
	三　医療法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求						○	保健所長
		2　同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施 (一)　診療所又は助産所の施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
		3　同法第25条第2項の規定による病院等の開設者等に対する診療録その他の物件の提出の命令 (一)　診療所又は助産所に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	保健所長
	四　薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可						○	保健所長
		2　同法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新						○	保健所長
		3　同法第10条の規定による薬局の廃止等の届出の受理						○	保健所長
		4　同法第7条第3項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の管理者の兼業の許可			○				
		5　同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新 (一)　県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	保健所長
		6　同法第26条第1項の規定による一般販売業の許可						○	保健所長
		7　同法第26条第3項の規定による卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の						○	保健所長

販売又は授与の相手方の変更の許可							
8　同法第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可						○	保健所長
9　同法第28条第2項の規定による薬種商販売業の試験の施行			○				
10　同法第30条第1項の規定による配置販売業の許可			○				
11　同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付			○				
12　同法第35条の規定による特例販売業の許可						○	保健所長
13　同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理						○	保健所長
14　同法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可						○	保健所長
15　同法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新						○	保健所長
16　同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理						○	保健所長
17　同法第40条において準用する同法第10条の規定による医療機器の販売業又は賃貸業の廃止等の届出の受理						○	保健所長
18　同法第69条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医療品等の収去の実施						○	保健所長
19　同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施			○				
20　同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令			○				
21　同法第72条第3項又は第4項の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令							

| | | |

		問の実施							
	五　薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	1　同法第12条第1項の規定による製造販売業の許可（同条第2項の規定によるその更新を含む。） （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二）　令第80条第2項第1号に係るもの	○					○	保健所長
		2　同法第13条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による製造業の許可（同条第3項の規定によるその更新を含む。） （一）　薬局製造販売医薬品の製造に係るもの （二）　令第80条第2項第3号に係るもの	○					○	保健所長
		3　同法第14条第1項の規定による医薬品等の製造販売の承認 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二）　令第80条第2項第5号に係るもの	○					○	保健所長
		4　同法第14条第6項（第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査	○						
		5　同法第14条第9項の規定による医薬品等の製造販売の承認に係る事項の一部変更の承認（同条第10項の規定による軽微な変更の届出の受理を含む。） （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの （二）　令第80条第2項第5号に係るもの	○					○	保健所長
		6　同法第14条の9第1項の規定による医薬品等の製造販売の届出の受理（同条第2項の規定による変更の届出の受理を含む。） （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るもの （二）　化粧品の製造販売業者に係るもの	○					○	保健所長
		7　同法第17条第4項又は第68条の2第2項において準用する同法第7条第3項の規定による医薬品製造管理者又は生物由来製		○					

品の製造管理者の兼業の許可							
8　同法第19条の規定による製造所の廃止等の届出の受理 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二)　令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの		○				○	保健所長
9　同法第40条の2第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による医療機器の修理業の許可（第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定によるその更新を含む。）		○					
10　同法第68条の2第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の設置の承認	○						
11　同法第72条第1項の規定による医薬品等の製造販売業者の品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令	○						
12　同法第72条第2項の規定による医薬品等の製造販売業者又は製造業者の製造管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令	○						
13　同法第72条の3の規定による製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対する業務運営の改善等の命令 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二) 令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの		○				○	保健所長
14　同法第73条の規定による製造販売業の総括製造販売責任者等の変更命令 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二)　令第30条第2項第2号及び第4号に係るもの		○				○	保健所長

	15　同法第74条の2の規定による医薬品等の承認の取消し等 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの (二)　令第80条第2項第6号に係るもの	○					○	保健所長
	16　同法第75条第1項の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可の取消し又はその業務の停止の命令 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二)　令第80条第2項第4号の規定による医療機器の修理業者に係るもの (三)　令第80条第2項第2号又は第4号の規定による製造販売業者又は製造業者に係るもの	○	○				○	保健所長
	17　同法第77条の4の3の規定による製造販売業者又は製造業者の回収の報告の受理 (一)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るもの (二)　令第80条第2項第2号及び第4号に係るもの		○				○	保健所長
六　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第2条の薬局の取扱処方せん数の届出の受理						○	保健所長
	2　同令第45条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付 (一)　県外の配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	保健所長
	3　同令第46条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 (一)　県外の配置販売業に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	保健所長
	4　同令第73条の規定による輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の規制に係る調	○						

	査の結果通知								
七　薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	1　同令第5条又は第12条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの （二）　（一）以外のもの			○ ○				○	保健所長
	2　同令第6条又は第13条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 （一）　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係るもの （二）　（一）以外のもの			○ ○				○	保健所長
	3　同令第23条の規定による適合性調査の結果の通知		○						
八　薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第144条の規定による卸売一般販売業の販売先等の変更等の届出の受理							○	保健所長
九　薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第3項の規定による薬剤師の免許の取消し等の必要がある旨の具申		○						
十　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録							○	保健所長
	2　同法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新							○	保健所長
	3　同法第6条の2の規定による特定毒物研究者の許可		○						
	4　同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理							○	保健所長
	5　同法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施		○						
	6　同法第10条第1項の規定による毒物又は劇物販売業者の氏名等の変更等の届出の受理							○	保健所長

		7　同法第17条第2項の規定による毒物劇物販売業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去						○	保健所長
		8　同法第19条第1項又は第3項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令及び毒物又は劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令						○	保健所長
		9　同法第19条第2項又は第4項の規定による登録又は許可の取消し及び業務の停止の命令 (一)　毒物又は劇物の販売業に係るもの (二)　特定毒物研究者に係るもの	 ○					○	保健所長
		10　同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理						○	保健所長
		11　同法第22条第1項から第3項までの規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者の氏名等の届出の受理						○	保健所長
	十一　毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条、第13条、第16条、第18条、第22条、第24条又は第28条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定		○					
		2　同令第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定		○					
		3　同令第35条の規定による登録票又は許可証の書換え交付 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るもの	 ○					○	保健所長
		4　同令第36条の規定による登録票又は許可証の再交付 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　製造業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証に係るも	 ○					○	保健所長

	の								
	5　同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物営業者等の登録票等の受理							○	保健所長
	6　同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付							○	保健所長
十二　毒物及び劇物取締法施行令第36条の7の規定により知事が行うこととされている毒物及び劇物取締法に基づく事務	1　同法第4条第1項の規定による製剤製造業者等の登録			○					
	2　同法第7条第3項の規定による氏名の届出の受理			○					
	3　同法第9条第1項の規定による製剤製造業者等の登録の変更			○					
	4　同法第10条第1項の規定による氏名等の変更等の届出の受理			○					
	5　同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去							○	保健所長
	6　同法第19条第1項の規定による登録を受けている毒物劇物製造業又は輸入業者等の有する設備に係る措置の命令			○					
	7　同法第19条第2項の規定による毒物劇物製造業等の登録の取消し		○						
	8　同法第19条第3項の規定による毒物劇物製造業等の毒物劇物取扱責任者の変更の命令			○					
	9　同法第19条第4項の規定による毒物劇物製造業等の登録を受けている者の登録等の取消し等		○						
	10　同法第21条第1項の規定による現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理			○					
十三　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許			○					
	2　同法第9条第2項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換交付			○					

3　同法第10条第１項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付		○					
4　同法第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理						○	保健所長
5　同法第35条第３項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告		○					
6　同法第46条第２項の規定による麻薬卸売業者が期初に所有した麻薬の品名等の厚生労働大臣への報告		○					
7　同法第50条第１項の規定による向精神薬卸売業者等の免許		○					
8　同法第50条の４において準用する同法第９条第２項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書換交付		○					
9　同法第50条の４において準用する同法第10条第１項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付		○					
10　同法第50条の５第１項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録		○					
11　同法第50条の７において準用する同法第９条第２項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の書換交付		○					
12　同法第50条の７において準用する同法第10条第１項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付		○					
13　同法第50条の22第２項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生労働大臣への報告		○					
14　同法第50条の24第３項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生労働大臣への報告		○					

15　同法第50条の26第４項の規定による薬局開設者等から別段の申出があった旨等の公示		○					
16　同法第50条の38第１項の規定による麻薬卸売業者等からの報告の徴収及び麻薬業務所等への立入検査、関係者への質問又は麻薬等の収去の実施		○					
17　同法第50条の39の規定による向精神薬の保管方法の変更等の命令		○					
18　同法第50条の40の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び当該営業所の使用の禁止の決定		○					
19　同法第50条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令		○					
20　同法第51条第１項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令	○						
21　同法第51条第２項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令	○						
22　同法第51条第３項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し	○						
23　同法第58条の２第２項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生労働大臣への報告		○					
24　同法第58条の６第１項、第４項及び第８項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の決定及び麻薬中毒者の厚生労働大臣への報告		○					
25　同法第58条の８第１項及び第６項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知		○					
26　同法第58条の９第２項において準		○					

	用する同法第58条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知							
	27　同法第58条の11の規定による措置入院者の所持品の保管の実施		○					
	28　同法第58条の12第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定		○					
	29　同法第58条の15の規定による麻薬中毒者医療施設の行った医療についての審査等の事務の委託		○					
	30　同法第58条の16の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求及び診療録等の実地検査の実施並びに麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め		○					
十四　あへん法（昭和29年法律第71号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第44条第2項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収及びけし栽培地等への立入検査、関係者への質問又はあへん等の収去の実施		○					
十五　大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許		○					
	2　同法第7条第1項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許証の交付		○					
	3　同法第10条第3項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消及び同条第6項に規定する免許証の再交付		○					
	4　同法第14条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出の許可		○					
	5　同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し		○					
	6　同法第21条第1項の規定による栽培地等への立入検査又は大麻の収去の実施		○					
十六　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく知事の権限に属する	1　同法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定		○					
	2　同法第8条第1		○					

		事務	項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令																
			3　同法第9条第1項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生労働大臣への送付			○													
			4　同法第10条第1項又は第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者であった者等の指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者であった者等の指定証の受理			○													
			5　同法第10条第3項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による要旨の記載及び指定証の返還			○													
			6　同法第11条（同法第30条5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請書又は旧指定証の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付及び旧指定証の受理			○													
			7　同法第12条（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理並びに指定証の訂正及び返還			○													
			8　同法第24条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生労働大臣への報告			○													
			9　同法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定			○													

	10　同法第30条の3の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の取消し又は業務若しくは研究の停止の命令	○						
	11　同法第30条の4の規定による覚せい剤原料輸入業者等の業務の廃止の届出の受理及び大臣への送付並びに覚せい剤原料取扱者等の業務の廃止等の届出の受理		○					
	12　同法第30条の15第1項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの覚せい剤原料の品名等の報告の徴収		○					
	13　同法第30条の15第2項の規定による覚せい剤原料輸入業者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収及び大臣への報告並びに覚せい剤原料取扱者等からの譲り渡した覚せい剤原料の品名等の報告の徴収		○					
	14　同法第31条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収		○					
	15　同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施						○	保健所長
	16　同法第35条第2項の規定による覚せい剤施用機関の指定		○					
	17　同法第36条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの病院の廃止の届出等に係る書類又は覚せい剤の譲渡若しくは処分の報告に係る書類の受理及びこれらの厚生労働大臣への送付		○					
十七　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	1　同法第10条第4項及び第5項の規定による県献血推進計画の策定及び厚生労働大臣への	○						

	（昭和31年法律第160号）に基づく知事の権限に属する事務	提出								
		2　同法第23条第1項の規定による採血事業者からの報告の徴収又は採血所への立入り、帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施							○	保健所長
	十八　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定による家庭用品の回収を図ることその他措置を採るべきことの命令		○						
		2　同法第7条の規定による報告の徴収又は事務所等への立入検査若しくは家庭用品の収去							○	保健所長
健康政策課	一及び二　略									
	三　児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
		6　同法第21条の5の規定による医療の給付等							○	保健所長
		7　略								
	四　鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令							○	保健所長
	五～九　略									

健康対策課	一及び二　略									
	三　児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
		6　同法第21条の5の規定による医療の給付等			○					
		7　略								
	四　鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令			○					
	五～九　略									
	十　結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の規定による定期外の健康診断の施行							○	保健所長
		2　同法第11条（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者の数等の通報又は報告の受理							○	保健所長
		3　同法第14条の規定による定期外の予防接種の施行							○	保健所長
		4　同法第28条第1項及び第3項の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働局長との協議							○	保健所長
		5　同法第29条第1項の規定による患者又はその保護者に対する結核診療							○	保健所長